

元林政政第488号
令和元年12月17日

(一社) 全国木材組合連合会 会長 殿

林野庁長官



マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進について（協力依頼）

本年6月4日にデジタル・ガバメント閣僚会議で決定された「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」（以下「方針」という。）においては、「令和2年度に実施するマイナンバーカードを活用した自治体ポイントによる消費活性化策」と、令和3年3月から本格運用する「マイナンバーカードの健康保険証利用の仕組み」が、「円滑に実施されるよう、マイナンバーカードの普及を強力に推進する必要」があるとし、「各府省は、本方針を踏まえ、マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進を強力に推進するとともに、各業所管官庁から関係業界団体等に対してマイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進を呼びかけ、マイナンバーカードを基盤とした安全・安心で利便性の高いデジタル社会と公平で効率的な行政の構築を目指す」とされたところです。

その上で、本年6月21日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2019」においては、方針に基づき、「安全・安心で利便性の高いデジタル社会をできる限り早期に実現する観点から、」「マイナンバーカードの普及を強力に推進する」とされています。

以上を踏まえ、内閣官房から「マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進の呼びかけについて」依頼がありました。

つきましては、下記の要領で、貴団体の従業員及び会員事業者に対し、マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進の呼びかけを行っていただきますよう、お願い申し上げます。

記

- 1 会員事業者に対する呼びかけに係る通知のひな形を用意しましたので、御活用ください（別添）。

通知のひな形は、そのまま、貴団体の会員様へ発出いただけるよう作成しています。御自由に御活用ください。なお、貴業界や貴団体等の実態にかんがみ、適宜修正いただいて結構です。また、本依頼文書を添付していただい



でも差支えありません。

- 2 通知の発出に当たっては、以下の関連するチラシ、ポスター、リーフレット等の広報素材を併せて会員に対し情報提供してください。
 - ① チラシ「メリットいっぱい、マイナンバーカード」
 - ② ポスター「これからは手放せない！マイナンバーカード」
 - ③ リーフレット「持ち歩いても大丈夫！マイナンバーカードの安全性」
 - ④ リーフレット「つくってみよう！マイナンバーカード」
 - ⑤ リーフレット「こんなとき あってよかった！ マイナンバーカード」
 - ⑥ 広報用ひな形原稿（文字のみ）
- 3 従業員に対する呼びかけ及び会員事業者に対する通知の発出は、できる限り速やかに（遅くとも年内には）実施していただくようお願い申し上げます。

(担当) 林政課総務班総務係 (03-6744-1777)



元広第 223 号
令和元年 11 月 21 日

林野庁長官 殿

大臣官房広報評価課長

マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進の要請について(依頼)

内閣官房副長官補及び内閣官房番号制度推進室長から別添のとおり「マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進の要請について(依頼)」(令和元年10月10日付け閣副第477号)の通知がありました。

つきましては、貴職から所管する独立行政法人等及び関係団体に対し、ひな形「マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進について(協力依頼)」を活用の上、周知願います。



マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針（抄）

令和元年6月4日
デジタル・ガバメント閣僚会議

I 基本的考え方

国民にマイナンバー制度のメリットをより実感していただけるデジタル社会を早期に実現するため、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤であるマイナンバーカードの普及とその利便性の向上等を図るとともに、社会保障の公平性の実現、行政の利便性向上・運用効率化等に向け、マイナンバーの利活用の促進を図る。

このため、令和2年度に実施するマイナンバーカードを活用した自治体ポイントによる消費活性化策について、利便性が高く、将来のポイント利用の拡張性も担保したシステム基盤を目指し、マイナンバーカードの普及につなげる。

令和3年3月からは、マイナンバーカードの健康保険証利用の仕組みを本格運用する。その際、全国の医療機関等が円滑に対応できるよう、医療機関等の読み取り端末、システム等の早期整備を十分に支援する。さらに、国家公務員や地方公務員等によるマイナンバーカードの率先した取得を促すとともに、各保険者による取得促進策の速やかな具体化を推進する。

（略）

各府省は、本方針を踏まえ、マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進を強力に推進するとともに、各業所管官庁から関係業界団体等に対してマイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進を呼びかけ、マイナンバーカードを基盤とした安全・安心で利便性の高いデジタル社会と公平で効率的な行政の構築を目指す。

II マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進

3. マイナンバーカードの円滑な取得・更新の推進等

(2) 全業所管官庁等を通じた計画的な取組と定期的なフォローアップ

マイナンバーカードの普及と健康保険証利用に向け、全ての企業において必要な手続が円滑に進むよう、本年7月に、全業所管官庁等の局長級会議を設置する。

業所管省庁毎に、工程表等を作成し、各団体等への要請、説明会の開催、カード申請出張サービスの案内等を進めるとともに、定期的なアンケート調査等を通じて、マイナンバーカードの普及状況等のフォローアップを行う。

また、健康保険証利用が円滑に進むよう、各業所管省庁から業界団体等を通じて、初回登録、医療機関へのシステム対応等の働きかけ、被保険者への周知等を実施する。

あわせて、主要経済団体等を通じて、同様の取組を行う。

I 基本的考え方

- 国民にマイナンバー制度のメリットをより実感していただけるデジタル社会を早期に実現するため、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤であるマイナンバーカードの普及とその利便性の向上等を図る。
- 社会保障の公平性の実現、行政の利便性向上・運用効率化等に向け、マイナンバーの利活用の促進を図る。

II マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進

1. 自治体ポイントの活用

(1) 制度設計等 (基本的な制度設計について、検討を加速し、結論を得次第、順次広報を実施。)

(2) 環境整備 (本年未までに、協議会への全地方公共団体の参加勧奨。マイキーID設定の簡素化、ID設定の支援、広報)

2. マイナンバーカードの健康保険証利用

(1) 医療の質と利便性の向上等 (確実な本人確認と保険資格確認、過誤請求防止、特定健診情報等の活用、薬剤費の節約、顔認証の活用等)

(2) マイナンバーカードの健康保険証利用に向けた環境整備 (マイナンバーカードの健康保険証利用を令和3年3月から本格運用。令和4年度中に概ね全ての医療機関での導入を目指すこととし、具体的な工程表について、本年8月を目的に公表。令和4年度未までの具体的な移行スケジュールを含め、保険者毎の被保険者のカード取得促進策についても、本年8月を目的に公表。国家公務員及び地方公務員等については、本年度内にマイナンバーカードの一斉取得を推進。)

(3) 企業の総務事務の効率化の促進等 (社員証、社員の健康管理、社会保険・税手続きのワンストップ化等)

3. マイナンバーカードの円滑な取得・更新の推進等

(1) 全市区町村における交付円滑化計画の策定・推進等 (安全・安心で利便性の高いデジタル社会をできる限り早期に実現する観点から、令和4年度中にほとんどの住民がマイナンバーカードを保有することを想定し、具体的な工程表を8月を目的に公表。市区町村に対し必要な財政支援を実施。)

(2) 全業所管官庁等を通じた計画的な取組と定期的なフォローアップ (全企業において必要な手続きが円滑に進むよう、フォローアップを実施。)

(3) マイナンバーカード申請・交付機会の拡大等 (企業等への出張申請サービス等の積極的展開、他の行政機関等 (ハローワーク、税務署、運転免許センター、病院、介護施設、学校、郵便局、出入国在留管理局等) との連携強化による市区町村の出張窓口の設置 (臨時措置))

(4) 住民票作成時のマイナンバーカード申請手続き整備 (新生児、外国人等の住民票作成)

(5) 取得申請事務の簡素化等 (写真撮影、入力支援、平日夜間・休日の窓口開庁や臨時窓口の設置等)

(6) 電子証明書等の更新への対応

4. マイナンバーカードの利便性、保有メリットの向上、利活用シートの拡大

① デジタル・ハローワーク・サービス、② デジタル・キャンパス、③ 納税手続きのデジタル化、④ 建設キャリアアップシステムとの連携、⑤ 各種カード、手帳等との一体化等によるデジタル化、⑥ 公的サービス等での利用拡大、⑦ マイナンバーカード読み取り対応スマートフォン等の拡大等の公的個人認証の利便性向上

5. マイナンバーカードの安全性や利便性、身分証明書としての役割の拡大と広報等

6. マイナンバーの利活用の推進 (情報連携の推進、金融機関等との連携、行政の効率化)

III フォローアップ等

- 真に効率的・効果的な手法により実施。内閣官房は、各府省の施策の実施状況を定期的にフォローアップし、デジタル・ガバメント閣僚会議に報告。

第2章 Society 5.0時代にふさわしい仕組みづくり

4. 主要分野ごとの改革の取組

1. 成長戦略実行計画をはじめとする成長力の強化

(1) Society 5.0の実現

⑤ スマート公共サービス

(i) マイナンバーカードを活用した新たな国民生活・経済政策インフラの構築

Society 5.0社会の国民共有の基盤として、個人情報保護を徹底しつつ、マイナンバーカードの利活用を一層深化させる観点から、行政サービスと民間サービスの共同利用型キャッシュレス決済基盤の構築を目指すこととし、マイナンバーカードの本人確認機能を活用したクラウドサービスを発展的に利活用する。

具体的には、厳格な本人確認を行った利用者IDを格納するマイキープラットフォームと自治体ポイント管理クラウドを官民で活用する。民間の活力を最大限活用し、住民が自治体ポイントをキャッシュレスで購入できるようにするほか、将来的には、民間の各種ポイントとの交換も検討する。こうした取組により、例えば、地域における移動支援や買い物支援、介護サポート等に自治体ポイントを使うことを可能とするとともに、地域商店街の活性化にも資する政策展開を図る。

あわせて、国や地方公共団体が実施する子育て支援金など各種の現金給付をポイントで行うことも視野に入れ、関係府省や地方公共団体と検討を進め、真に必要な国民に対して、きめ細かい対応を可能にするとともに、不正受給の防止、事務コストの削減など、効果的な政策遂行にもつなげることを目指す。

消費税率引上げの際の消費平準化対策として、マイナンバーカードを活用した自治体ポイントの発行準備を進めた上で、上記のような視点に立ち、対策実施後の将来的な拡張性や互換性も担保したナショナルシステムとしての基盤を目指し、官民でのタスクフォースを立ち上げるなど、対策の進捗を踏まえて、具体的な在り方について検討を行う。

また、マイナンバーカードの健康保険証利用を進めるため、診療時における確実な本人確認と保険資格確認を可能とし、医療保険事務の効率化や患者の利便性の向上等を図り、2021年3月から本格運用する。これに、全国の医療機関等ができる限り早期かつ円滑に対応できるよう、2022年度中におおむね全ての医療機関等での導入を目指し、医療機関等の読み取り端末、システム等の早期整備を十分に支援する。さらに、保険者ごとに被保険者の具体的なマイナンバーカード取得促進策を速やかに策定するとともに、国家公務員や地方公務員等による本年度中のマイナンバーカードの取得を推進する。

安全・安心で利便性の高いデジタル社会をできる限り早期に実現する観点から、2022年度中にほとんどの住民がマイナンバーカードを保有していることを想定し、国は市町村ごとのマイナンバーカードの交付円滑化計画の策定と定期的なフォローアップを行うとともに必要な支援を行うなど、マイナンバーカードの普及を強力に推進する。あわせて、マイナンバーカードの利便性向上・利活用シーンの拡大を更に推進するとともに、社会保障の公平性の実現、行政の利便性向上・運用効率化等に向け、マイナンバーの利活用を図る。

別添

令和元年 月 日

〈業所管団体等会員〉
会員各位

〈業所管団体等〉
一般社団法人 ○○○
会長 ○○○

マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の呼びかけについて（協力依頼）

貴社におかれては、平素から○○○、厚く御礼を申し上げます。

さて、本年6月4日にデジタル・ガバメント閣僚会議で決定された「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」（別添1。以下「方針」という。）においては、「令和2年度に実施するマイナンバーカードを活用した自治体ポイントによる消費活性化策」と、令和3年3月から本格運用する「マイナンバーカードの健康保険証利用の仕組み」が、「円滑に実施されるよう、マイナンバーカードの普及を強力に推進する必要」があるとし、「各府省は、本方針を踏まえ、マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進を強力に推進するとともに、各業所管官庁から関係業界団体等に対してマイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進を呼びかけ、マイナンバーカードを基盤とした安全・安心で利便性の高いデジタル社会と公平で効率的な行政の構築を目指す」とされたところです。

その上で、本年6月21日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2019」（別添2。以下「骨太方針」という。）においては、方針に基づき、「安全・安心で利便性の高いデジタル社会をできる限り早期に実現する観点から、」「マイナンバーカードの普及を強力に推進する」とされています。

以上を踏まえ、農林水産省○○局○○課長から、マイナンバーの積極的な取得と利活用の促進についての依頼がありました。

つきましては、下記の要領で、貴社の従業員、個人の加入者や組合員等に対し、マイナンバーカードの積極的な取得と利活用の促進について、呼びかけを行っていただきますよう、お願い申し上げます。

記

1 呼びかけに係る資料を用意しましたので、御活用ください（チラシ「メリットいっぱい、マイナンバーカード」）。

資料は、そのまま、貴社のイントラネットへ掲載いただいたり、社員に対しメール添付でお知らせいただけるよう作成しています。御自由に御活用ください。

2 関連する以下のポスター、リーフレット等の電子媒体を併せてお送りしますので、御自由に御活用ください。

① ポスター「これからは手放せない！マイナンバーカード」

- ② リーフレット「持ち歩いても大丈夫！マイナンバーカードの安全性」
 - ③ リーフレット「つくってみよう！マイナンバーカード」
 - ④ リーフレット「こんなとき あってよかった！ マイナンバーカード」
 - ⑤ 広報用ひな形原稿（文字のみ）
- 3 従業員等に対する呼びかけは、できる限り速やかに（遅くとも年内には）実施いただけると幸いです。
 - 4 国では、カードの交付申請について、会社等に赴く方式を用意しています。御興味がある社におかれては、市区町村のマイナンバーカード担当課に御相談ください。
 - 5 以上のほか、貴社の実情に応じ、従業員等に対し、効果的な呼びかけ等を行っていただくとともに、貴社において、個人の農林漁業者が加入者や組合員となっている場合は、顧客の窓口対応等の接点においてチラシの配布、広報誌やメールマガジン等を発行・送付する機会にマイナンバーカードの普及促進について掲載していただくなどの働きかけを行っていただけると幸いです。

メリットいっぱい マイナンバーカード



ぜひ、申し込んでね！

本人確認の際の公的な
身分証明書になる

コンビニなどで各種
証明書が取得できる

※お住まいの市区町村によりサービスの内容が異なります。

確定申告などの手続
がオンラインできる！
(e-Tax)

さらに！

ポイントでお買い物ができる (2020年度実施予定！)

健康保険証として使えるようになる (2021年3月(予定))



マイナンバーカードの
セキュリティ対策も万全！

- マイナンバーカードのICチップにはプライバシー性の高い個人情報は入っていません！
- 不正に読みだそうとすると、ICチップが壊れます！
- 個人認証機能はパスワードがないと使えません！

顔写真付きのカードだからなりすましを防止します！



万一が紛失しても、24時間365日利用停止ができます！

申請から交付まで約1か月かかります。混み合うことも予想されますので、早めの申請をお願いします。

申請方法は
うら面へ



マイナンバーカードの申請って面倒じゃないの？



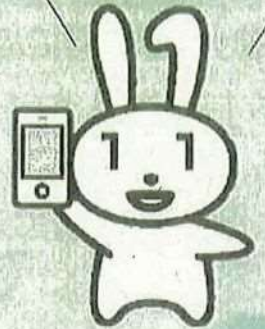
マイナンバーカードの申請はカンタン！

スマートフォン

- ①スマホで顔写真を撮影
- ②スマホで交付申請書の二次元バーコードを読み取る。
- ③申請用WEBサイトでメールアドレスを登録する。
- ④申請者専用WEBサイトのURLが届いたら、顔写真を登録、必要事項を入力して申請完了。



半分近くの人が
オンラインからの
申請なんだって！



パソコン

- ①カメラで顔写真を撮影。
- ②申請用WEBサイトでメールアドレスを登録。
- ③申請者専用WEBサイトのURLが届いたら、顔写真を登録、必要事項を入力して申請完了。

証明用写真機

- ①タッチパネルから「個人番号カード申請」を選択。
- ②撮影用の料金を投入して、交付申請書の二次元バーコードをバーコードリーダーにかざす。
- ③画面の案内にしたがって必要事項を入力。
- ④画面の案内にしたがって顔写真を撮影して送信し、申請完了。

郵便

交付申請書に必要な事項を記入し、**6か月以内**に撮影した顔写真を張り付けて郵送し、申請完了。

スマホでの申請がおすすめ！
カードの仕上がりが早いんだよ！



交付申請書をお持ちでない方は、

- ①専用サイトから手書き用の交付申請書と封筒をダウンロードすれば、郵便で申請ができます！
プリントアウトしてご利用ください。
※手書き用の交付申請書には、マイナンバーの記入が必要です。
- ②市区町村窓口でも、交付申請書を再発行しています。
本人確認書類（運転免許証、パスポート等）を持参の上、お住まいの市区町村へ行きましょう。

マイナンバーカード 郵便



マイナンバーについてのお問合せ



マイナンバー
総合フリーダイヤル

マイナンバー
0120-95-0178

■一部のIP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合（有料）

通知カード・マイナンバーカード
050-3818-1250

マイナンバー制度、マイナポータルのお問合せ
050-3816-9405

■英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語対応のフリーダイヤル
This telephone number is toll-free corresponding to English, Chinese, Korean, Spanish and Portuguese.

通知カード・マイナンバーカード
Inquiries about Notification Card and My Number Card
0120-0178-27

マイナンバー制度、マイナポータルのお問合せ
Inquiries about My Number System
0120-0178-26

平日 9:30~20:00
土日祝 9:30~17:30
年末年始を除く

紛失・盗難によるマイナンバーカードの一時利用停止については24時間365日受付



マイナンバー
カードの申請
方法はこちら



<https://www.kojinbangou-card.go.jp/kofushinse/>

これからは手放せない! マイナンバーカード

おもて面にあなたの
顔写真入り!
「身分証明書」
として使えるよ!



<おもて面>



<うら面>

うら面のICチップに
あなた本人である
ことを証明する、
「電子証明書」
が入っているよ!



マイナンバーPRキャラクター
マイナちゃん

くらしを便利に! マイナンバーカード!



身分証明書
になる!

ライブ会場の入場、
携帯の契約、会員登録
などに使える!



各種証明書をコンビニ
で取得できる!

全国のコンビニで、住民票の
写しや課税証明書などが取得
できる!

※市区町村によってサービス内容が異なります。
※平日 6:30~23:00 までとなります。



ポイントで
買い物ができる!

2020年度
実施予定!

地域の商店やオンラインで
お買い物に使える!



健康保険証
として使える!

2021年3月(予定)からスタート!
ピッとかざすだけでOK!
とっても便利に!

スマホ・パソコンでラクラク!

- ・オンラインで確定申告ができる。
- ・子育てをはじめとする行政手続ができる。
- ・健診結果や医療費が確認できる(予定)。



マイナンバーについてのお問合せ

マイナンバー総合フリーダイヤル

マイナンバー

平日 9時30分~20時00分
土日祝 9時30分~17時30分 (年末年始を除く)

0120-95-0178

紛失・盗難によるマイナンバーカードの
一時利用停止については24時間365日受付

■一部のIP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合

■英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語対応のフリーダイヤル
This telephone number is toll-free corresponding to English, Chinese, Korean, Spanish and Portuguese.

通話カード、マイナンバーカード
その家のお問合せ
050-3818-1250 050-3816-9405

マイナンバーについて
詳しくはマイナンバーシステム
0120-0178-26

マイナンバーカード
お問い合わせ
0120-0178-27

マイナンバーカードの
申請方法はこちら



<https://www.kojinbangocard.go.jp/kofushise/>

知って安心!
マイナンバーカードの使い方

持ち歩き方



普通に持ち歩いていいの?
ええんじやよ。キャッシュカードの感覚が近いかの。失くさないようにするのじやよ!

提示方法



銀行や勤務先などでマイナンバーの提示を求められたときはどうすればいい?



おもて・うら両面を見せるのじや。



じゃあレンタルショップなどで、身分証明書として使うときは?



おもて面を見せるのじや。その際、うら面のマイナンバーは見られても大丈夫じやが、マイナンバーを書き留めたりコピーを取ることはダメなのじや。

暗証番号

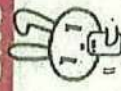


暗証番号を友達に教えても大丈夫?



キャッシュカードと同様、他人に教えてはいけないのじや。暗証番号はマイナンバーカードを利用するために必要な大事なもののじやよ!

SNSへカードの画像の投稿は??



こんなに安全なら、カードを自慢しても大丈夫?



マイナンバーを誰かに知られても大丈夫なように安全対策は施されているが、不特定多数の目に入る場所への投稿は禁止されているのじや!

まとめ!
マイナンバーカードは安全です!

なりすましはできません
顔写真入りのため、
利用での悪用は困難。

マイナンバーを見られても悪用は困難
マイナンバーを利用するには、
顔写真付き身分証明書などでの
本人確認があるため、悪用は困難。



電子証明書を使うため、
オンラインの利用には、
マイナンバーは
使われません

プライバシー性の高い
個人情報が入って
いません

ICチップ部分には、
税や年金などの個人情報
は記録されません。

万全なセキュリティ対策

- 紛失・盗難の場合は、24時間365日体制で一時的利用停止可能
- アプリ毎に暗証番号を設定し、一定回数間違えると機能ロック
- 不正に情報を読み出そうとすると、ICチップが壊れる仕組み

マイナンバーについてのお問合せ

マイナンバー総合フリーダイヤル
0120-95-0178

平日：9時30分～20時00分 土日祝：9時30分～17時30分 (休年度を除く)
※一部のIP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合は、
050-3818-1250 050-3816-9405



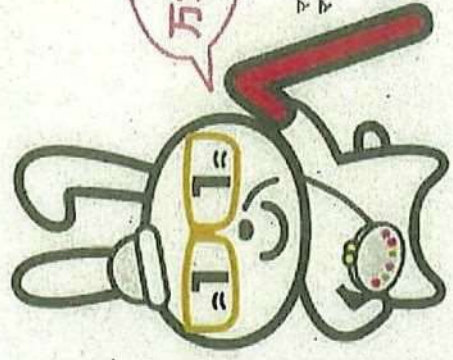
英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語
対応のフリーダイヤル
This telephone number is toll-free corresponding to
English, Chinese, Korean, Spanish and Portuguese.
Inquiries about My Num
ber System
Card and My Number Card
0120-0178-26 0120-0178-27

持ち歩いて大丈夫!
マイナンバーカードの
安全性

教えて!!
マイナンはあちゃん

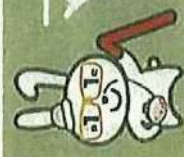


マイナンバー
PRキャラクター
マイナンちゃん



万全なのじや

マイナンバーの生き字引
マイナンはあちゃん



マイナンバーカードの3つのギモンに マイナンはあちゃんがお答えます!

マイナンバーカード ちらし画



1 ちら面のマイナンバーを他人に見られたらどうなるの?



見られても他人は悪用できない仕組みなのじゃ!



2 マイナンバーで預貯金額や医療などのあらゆる情報を国から監視されるの?



監視はしていないしできないのじゃ!



3 マイナンバーカードを落としたり失くしたりしたらどうしよう...



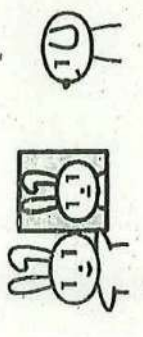
安心せい、まずは電話じゃ!



ポイント1

他人があなたのマイナンバーを使って手続することはできません!

マイナンバーを使う手続では顔写真付の身分証明書での本人確認が行われます。



マイナンバーを知られても、あなたの個人情報を探ることはできません!

- ・マイナンバーの利用範囲や、収集・保管などは法令で厳しく制限されています。
- ・個人情報を一元管理する仕組みではないため、情報が芋づる式で漏れることはありません。(ポイント2参照)

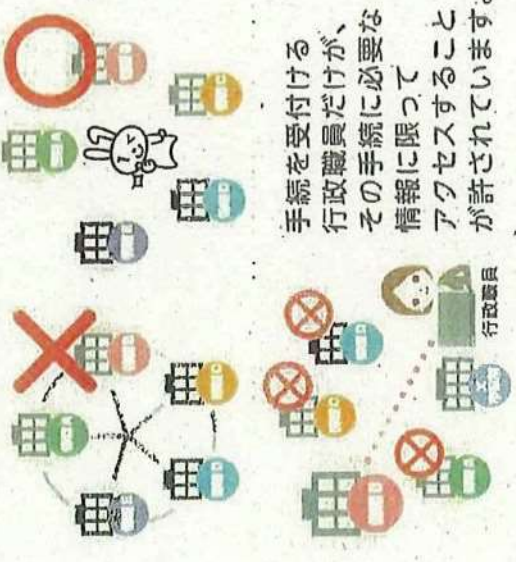
マイナンバーを悪用した場合には厳しい罰則があります!

例えば...
マイナンバーを扱うことができる人が、自分または誰かの不正な利益のためにマイナンバーを提供した場合は、3年以下の懲役か150万円以下の罰金、もしくは両方が科されます。

※罰則は他にもあります。

ポイント2

マイナンバー制度はあなたの情報を1か所に集めて管理する仕組みではありません!



手続を要する行政職員だけが、その手続に必要な情報に限ってアクセスすることが許されています。

不正なアクセスが行われないように、「第三者機関の「個人情報保護委員会」が監視・監督しています。」

12

ポイント3

24時間365日体制にてマイナンバーカードの一時利用停止を受付!

0120-95-0178

通話料無料!
外国語にも対応!(英・中・韓・スペイン・ポルトガル)
詳しくはちらし画を見てね



カードのICチップには、税や年金などのプライバシー性の高い情報は入っていません!

健康保険証として使えるようになっても(2021年3月(予定)スタート)、健診結果や薬剤情報がICチップに入ることはいんだね。

カード利用には暗証番号等の認証が必要です!

他人が悪用できないように
暗証番号を一定回数間違えるとカードがロックしているんだね!
不正に情報を読み出そうとするとICチップが壊れる



そもそも

マイナンバーカードとは?

申請して、取替できる
顔写真付きのプラスチック製のカード。
マイナンバーの他に、
氏名・住所・生年月日・性別が記載されているよ!

対面(おもて面)でもオンライン(うら面)でも使える公的な身分証明書



おもて面は顔写真付きだから、なりすま
しできないよ! 対面での身分証明書に!



うら面はICチップ付き! あなたを証明する
情報が入っているよ! 税や年金等の情報は入って
いないよ! オンラインでの身分証明書に!

POINT!

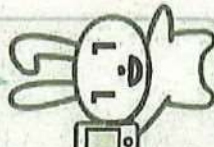
- オンラインでの身分証明書として、
マイナンバーカードを使うためには、
ICチップに「電子証明書」を搭載する
必要があるよ!
- パスワードの設定が必要だから、カードの
申請時または受け取り時に、お住まいの
市区町村で設定してね!



4つの申請方法の手順はこちら!

スマートフォン

- ① スマホで顔写真を撮影
- ② スマホで交付申請書のQRコードを読み取る。
- ③ 申請用WEBサイトでメールアドレスを登録。
- ④ 申請者専用WEBサイトのURLが届いたら、顔写真を登録、必要事項を入力して申請完了。



パソコン

- ① カメラで顔写真を撮影
- ② 申請用WEBサイトでメールアドレスを登録。
- ③ 申請者専用WEBサイトのURLが届いたら、顔写真を登録、必要事項を入力して申請完了。



郵便

- ① 交付申請書に必要な事項を記入し、顔写真に撮影した顔写真を貼付けて郵送し、申請完了。



交付申請書がない場合
専用サイトから交付申請書をダウンロードできます。
プリントアウトしてお使いください。
マイナンバーカード 郵便

画面の案内にしたがって、必要事項を入力。
画面の案内にしたがって顔写真を撮影し、申請完了。

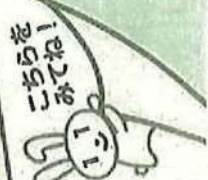
タッチパネルから顔写真を登録。
顔写真の料金を投入して、交付申請書のQRコードをリーダーにかざす。

マイナンバーカードをつくってみよう!

あなたに合った申請方法がわかるよ!



マイナンバー
PRキャラクター
マイナちゃん



こちらを
おみてね!

実寸サイズ

内閣府 総務省

マイナンバーについてのお問合せ

マイナンバー総合フリーダイヤル
0120-95-0178
平日: 9時30分~20時00分 土日祝: 9時30分~17時30分 (年末年始を除く)

■一部のIP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合
050-3818-1250 050-3816-9405

■英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語
対応のフリーダイヤル
This telephone number is toll-free corresponding to
English, Chinese, Korean, Spanish and Portuguese.
Inquiries about My Num
ber System
0120-0178-26 0120-0178-27



<https://www.hojinbangou-card.go.jp/notice/mn-card>

STEP 1 まずは必要なものをチェック!

スタート

市区町村から通知カードと一緒に送られてきた
交付申請書を持っていますか?

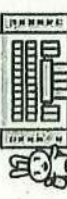
持ってない!

持っている!

手書き用の交付申請書と封筒をダウンロードして郵便で申請できます!

マイナンバーカード 顔写真の貼り付けとマイナンバーの記入が必要です!

お住まいの市区町村窓口へ!



交付申請書を再発行してもらえます。本人確認書類をお忘れなく!

※市区町村によっては、無料の顔写真撮影、申請補助を行っています。
また、申請前に窓口で本人写真を行えば、本人確認書類でカードの受け取りができます。
※写真は確認してみてください!

市区町村窓口へ提出

4つの方法から申請ができます!



ご自身で申請したい!

STEP 2 あなたは何派? マイナンバーカード申請方法診断チャート!

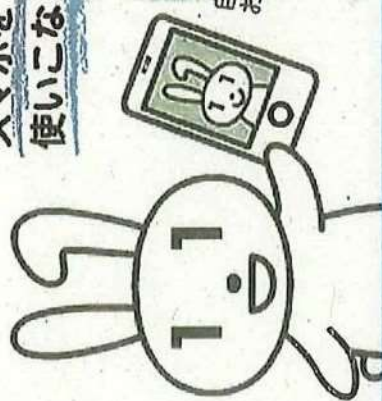
スマホを
使いこなしている!

作業が得意!

パソコン
作業が得意!

文字を書く
方が得意!

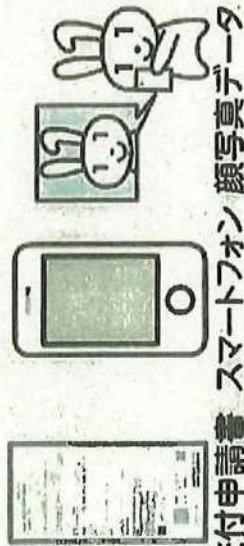
自撮りが
苦手...



スマートフォンで申請

カードの仕上がりが早い!

必要なもの



交付申請書 スマートフォン 顔写真データ

パソコンで申請

必要なもの

交付申請書に
記載の申請書ID
(半角数字23桁)



顔写真データ

郵便で申請

必要なもの

交付申請書



証明写真
(6ヶ月以内に撮影したもの)

封筒

証明用写真機で申請

必要なもの

交付申請書



写真代



申請から約1ヶ月後、市区町村から「交付通知書」が届きます!

ゴール

交付通知書に記載の必要書類を持参して、あなたのマイナンバーカードを受け取りに行きましょう!



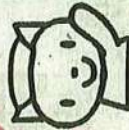
これからは手放せない! マイナンバーカード

ポイントで買い物ができる!

2020年度実施予定!
詳しくはこちら



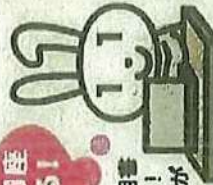
健康保険証として
使えるようになる!



2021年3月(予定)
からスタート!

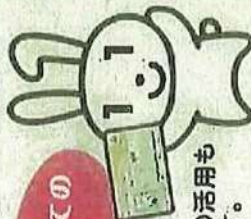
住宅ローンや口座
開設にも使える!

ICチップの電子証明書
で本人確認ができる!
書類郵送などの手間が
かかりません!



社員証としての
利用も!

民間企業の
社員証としての活用も
広がっています。



e-Taxも、もっと便利に!

2019年分からPCと
ICカードリーダーが
なくても、いつでもどこでも、
スマートフォンで所得税申告
ができます。



スマホで、
マイナンバーでの電子
申請がもっと便利に!

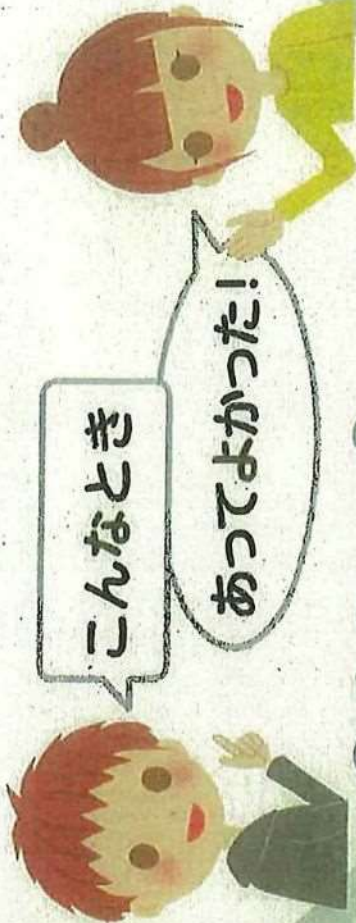
マイナンバーカードを読み取れる
スマートフォンの機種が今後ますます増えます。
※2019年7月現在 Android 80 機種に対応。
※2019年中に iOS にも対応予定



マイナンバーカード

こんにちは

あつてよかった!



マイナンバーPRキャラクター
マイナちゃん

マイナンバーについてのお問合せ

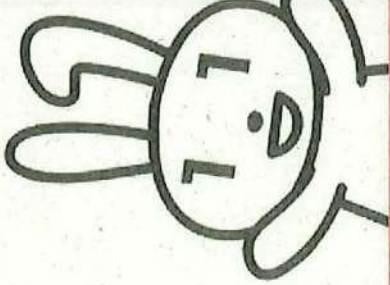
マイナンバー
総合フリーダイヤル **0120-95-0178**

※一部のIP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合

050-3818-1250 050-3816-9405

東京都、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語対応のフリーダイヤル
This telephone number is toll-free. Available in Japanese, Chinese, Korean, Spanish and Portuguese.
Inquiries about My Number System 0120-0178-26 0120-0178-27
Inquiries about My Number Card and My Number Card





おもて面



マイナンバーカードの「おもて面」

身分証明書として利用

運転免許証を持っていない私は、マイナンバーカードを身分証として使えて助かっています！

最近ではライブ会場でも顔写真付き身分証明書が必要...そんなときにも便利！

スポーツジムでの会員登録でも身分証明書として利用できるんだ～☆



行政手続などでマイナンバーの提示を求められたときも

マイナンバーの提示と本人確認がこれ1枚で済むなんて！なんて便利なの～！



1枚で二役！
マイナンバーの提示と、本人確認のこの確認を1枚で済ませられるのが「マイナンバーカード」！



持っていないときは、マイナンバーがわかる書類と、顔写真付きの身分証明書の2枚が必要だよ！

マイナンバーを提示する機会も多いからマイナンバーカードを作った！
本人確認のための運転免許証も用意しなくて良いし！



金融機関でも便利！

金融機関における口座開設などにも使える！



うらな面



マイナンバーカードの「うらな面」

ICチップの利用

コンビニ交付サービス

市区町村窓口に行けないときも、近くのコンビニで住民票の写しや課税証明書などを、各種証明書を取得できます。



※市区町村によってサービス内容が異なります。
※平日 6:30～23:00まで
※年末年始(12月29日～翌年1月3日)を除く

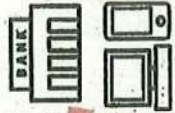
今まで会社を休んで書類を取りに行っていたけど、通勤手数料が安い市区町村もあるので嬉しいね！

急に住民票が必要になっちゃったけど、子どもが小さくてなかなか窓口に行けない...そんなときも自宅の近くのコンビニで取れました！



オンライン契約・手続

確定申告をはじめ、インターネットバンキングや各種の民間企業のオンライン契約の利用が広がっています。本人確認にマイナンバーカードを活用することで、口座開設までの期間を短縮できるようなりやすさや情報の改ざん防止にもなります。

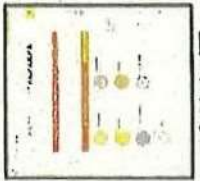


毎年確定申告会場は混雑...でも、今年からインターネットで確定申告(e-Tax)！すっごく便利！

オンライン契約で、来店・書類記入・押印・印紙税の負担がゼロなのは本当に助かる？

マイポータル

国民1人1人の専用サイトであるマイポータルで、子育てや介護をはじめとする手続のオンライン検索・電子申請ができます。



※市区町村によってサービス内容が異なります。
児童手当の状況届
電子申請！手書きしなくて良かった！
保育所の入所申請も、ラクラク
電子申請！手書きしなくて良かった！
良いからラクだわ～！



広報用ひな形原稿（文字のみ）400 文字程度

タイトル：これからは手放せない！マイナンバーカード

平成 28 年 1 月から利用が始まったマイナンバーカードですが、利活用の範囲が広がり、これからは手放せないカードとなってきました。

暮らしを便利にする点として、

- 1、顔写真入りのため、身分証明証になる。
- 2、全国のコンビニで住民票の写しや課税証明書などが取得できる。
※ 市区町村によってサービス内容が異なります。
- 3、マイナンバーのポイントで買い物ができる。(令和 2 年度実施予定)
- 4、健康保険証として使える！(令和 3 年 3 月実施予定)
- 5、スマートフォン、パソコンを利用して、オンラインで確定申告ができる。

などのことができるようになります。

マイナンバーカードを作るには、市区町村の窓口のほかに、スマートフォン、パソコン、郵便、照明用写真機からも申請できますので、ぜひ早めに取得ください。

申請方法の詳細については、ホームページ (<https://www.kojinbango-card.go.jp/kofushinse/>)、パンフレットなどをご覧ください。

マイナンバーについてのお問合せ マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178

広報用ひな形原稿（文字のみ）200 文字程度

タイトル：これからは手放せない！マイナンバーカード

マイナンバーカードの利活用の範囲が広がり、これからは手放せないカードとなってきました。マイナンバーカードを作るには、市区町村の窓口のほかに、スマートフォンやパソコンなどからも申請できます。申請方法の詳細については、ホームページ (<https://www.kojinbango-card.go.jp/kofushinse/>) やパンフレットなどをご覧ください。

マイナンバーについてのお問合せ マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178